



特許審査迅速化に至る 経緯について

特許審査第二部長 南 孝一

1. 総理大臣の施政方針演説

近年、知的財産立国を掲げ、国を挙げて知的財産の問題に取り組むことになったきっかけは、平成14年2月4日の第154回国会における小泉内閣総理大臣の施政方針演説だということは、異論がないことと思います。

【第154回国会首相施政方針演説抜粋】

我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を協力を推進します。

(http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2002/02/04_sisei.html)

我が国の歴史の中で、総理大臣の施政方針演説で知的財産に触れられたことなど未だかつて無く、画期的なことでした。

知的財産に関することが施政方針演説に組み込まれたいきさつは定かではありませんが、私には、その時の経済産業省・特許庁の取組みが伏線となっていたのではないかと思えるのです。その取組み以降、特許庁や特許審査が今日の激動の時代に至るまでの経緯について、それらに関わった者の一人として、紹介したいと思います。

2. 阿部研究会

平成13年10月に、経済産業政策局長と特許庁長官の私的懇談会として、「産業競争力と知的財産を考える研究会」が設置され、21世紀における我が国の産業競争力強化に寄与する観点から、課題によっては経済産業省の所掌を超えるような広範囲な問題も含めた知的財産政策のあり方について、検討が行われました。そして、平成13年12月に「中間論点整理」がまとめられ公表されました。

なお、この研究会は、委員長として阿部博之東北大学総長（当時）をお迎えしたことから、通称、阿部研究会と呼ばれていました。

その「中間論点整理」の内容は、知的財産の重要性を訴える中で、翌年の法改正を目論んでいた特許法、商標法、弁理士法、不正競争防止法の改正の必要性の他、かなり広範な論点についてまとめられ、当時文部科学省で検討されていた大学における知的財産の機関帰属化や、外務省が関係する模倣品・海賊版問題等、他省庁の検討を後押しする内容も含まれていました。ただ、特許審査の迅速化については、何も言及が無かった点に留意が必要です。

(<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g11225cj.pdf>)

この後、年が明けた平成14年2月4日に総理大臣の施政方針演説が行われ、その中で知的財産に触れられた訳ですが、タイミングから考えて両者に何らかの関連があったと考えるのが自然ではないかと思うのです。何も素地

が無い状況において、いきなり施政方針演説で「知的財産戦略会議」の設置に言及することなど、通常は考えられないからです。

当時、不景気の真っ直中にあり、中国等に技術や産業が流出するばかりでなく、模倣品・海賊版が世の中に蔓延する状況において、知的財産の重要性を説いたこの施政方針演説は時機を得たものであったと思います。

3. 阿部研究会と知的財産戦略会議

阿部研究会の中間論点整理が公表された際、最終報告は平成14年の春に公表することになっていました。

他方、総理大臣の施政方針演説で宣言された「知的財産戦略会議」の設置の準備が平行して進められ、同会議の設置が平成14年2月25日に閣議決定され、同年3月20日に第1回知的財産戦略会議が開催されました。そして、その第1回会議において、座長として阿部博之東北大学総長（当時）が選出されるとともに、同年6月中を目途に「知的財産戦略大綱」を策定することが決定されました。

その際、経済産業省・特許庁では、平成14年の春に公表予定であった阿部研究会の最終報告書を、知的財産戦略会議が取り纏めることとなった「知的財産戦略大綱」との関係で、どのように取り纏めるかが問題となりました。

というのも、知的財産戦略会議の座長は阿部研究会の委員長でもある阿部博之東北大学総長（当時）と決定され、また、同会議は未だ政府の正式機関ではなく小泉総理大臣の私的諮問機関であるため正式な事務局が存在しなかったため、経済産業省・特許庁が実質的な事務局の役割を担うことになったからです。その結果、阿部博之研究会委員長から、阿部研究会の最終報告書は知的財産戦略会議の議論の状況も見ながら取り纏めるよう指示があり、最終報告書は当初の予定より遅れ、同年6月5日に発表されたのです。

他方、「知的財産戦略大綱」は、同年7月3日に知的財産戦略会議において決定されました。

阿部研究会最終報告書（<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20605ej.pdf>）

知的財産戦略大綱（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.pdf>）

そこで、両者における審査迅速化に関する記載を見ることにしましょう。冒頭に触れましたが、阿部研究会の

中間論点整理には、特許審査の迅速化に関する記載は他にもありませんでした。ところが、最終報告書では、かなり踏み込んだ記載が入っています。具体的な記載は、次の通りです。

(3) 迅速・的確な審査体制の整備～ユーザーニーズを踏まえた審査～（26、27ページ）

（前略）とりわけ審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の増加は今後6、7年間にわたり続くことが予想されることを踏まえれば、中長期的観点に立って、抜本的な問題解決を図るべきである。（中略）審査官補の教育期間等を考慮しつつ2006年度以降において審査請求件数の長期トレンドを上回る処理体制を構築し、10年計画をもって審査請求から2年以内に審査が終了する体制の整備を図る。（後略）

この記載が加わったのは、知的財産戦略会議の開催と無関係ではありません。

知的財産戦略会議において、民間委員から特許審査迅速化の必要性およびそのための審査官の増員について強い要望が出されていました。その一方で、特許庁では、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が見込まれていました。そのため、阿部研究会としてもそれに応える形で、審査請求期間の短縮に伴うコブを克服し、特許審査迅速化を実現するための審査体制の整備を目標として掲げることにしたのです。

なお、本記載中の「審査官補の教育期間等を考慮しつつ」との文言は、一般的に審査官育成まで4年かかることから、それを考慮して早めに増員を確保しないといかないという趣旨で挿入された文章です。

他方、知的財産戦略大綱は、次のような内容となりました。

第2章 基本的方向

2. 保護戦略

(1) 迅速かつ的確な特許審査・審判

（前略）そのため、最低限、国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査の実施に向けた取組みを推進することとし、2002年度中に2005年度までの計画を作成するとともに、より一層の効率化を図りつつ、審査体制の整備を含む総合的な対策を講ずることが焦眉の急である。（後略）

4. 知的財産基本法と特許戦略計画

また、知的財産戦略大綱には、「知的財産戦略本部」の設置、「知的財産戦略計画（仮称）」（後のいわゆる知的財産推進計画、後述）の策定、および「知的財産基本法」の提出が明記されました。

これを受けて、平成14年の臨時国会を経て知的財産基本法が公布され、翌平成15年3月に施行されましたが、同法には、審査体制整備の必要性を謳った次の条文が入ったのです。

第14条第1項

国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の迅速かつ確かな実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/hourei/021204kihon.html>)

これと並行して、特許庁では、知的財産戦略大綱に記載された「2005年度までの計画」の策定を平成14年末から平成15年春にかけて集中的に行い、最終的に「特許戦略計画」（平成15年7月8日公表）として取り纏めました。同計画は、審査請求期間短縮に伴う審査請求件数のコブおよび審査順番期間の長期化のマグニチュードを明らかにするとともに、そのシミュレーションの前提として、10年間で300人の審査官増員や出願・請求構造の厳選等を組み込んでいます。また、「世界最高レベルの迅速・的確な審査」の実現には、任期付審査官等の特別措置を検討する必要がある旨の問題提起をしています。

(http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/patent_plan.pdf)

5. 知的財産戦略本部、知的財産推進計画

知的財産基本法に基づいて平成15年3月1日に知的財産戦略本部が設置され、同年7月8日に「知的財産の創造、保護および活用に関する推進計画」（通称、知的財産推進計画）が取り纏められました。そして、同知的財産推進計画には、民間委員からの意見が反映され、次のような記載が入りました。

第2章保護分野

知的財産の保護の強化

1. 特許審査を迅速化する

(1) 特許審査迅速化法（仮称）を制定する。

（前略）世界最高レベルの迅速・的確な審査を実現するため、審査待ち期間の短縮の目標を定め、あわせて（中略）総合的対策を推進する。なお、滞貨縮減のための臨時措置として、外部人材の活用により任期付審査官を配置し、任期終了後は知的財産専門人材としての活用を図る。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai5/05siryou1.pdf>)

この結果、任期付審査官の採用が政府レベルで認知されることとなり、翌平成16年度から、採用を開始することとなりました。

また、併せて、この記載に基づいて「審査待ち期間の短縮の目標」を定める必要が生じたため、翌年の「知的財産推進計画2004」（平成16年5月26日公表）において、特許審査迅速化の中長期目標が定められたのです。

第2章保護分野

知的財産の保護の強化

1. 特許審査を迅速化する

(1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する（前略）特許審査の順番待ち期間がピークを迎える5年後（中期目標（2008年））においても20ヶ月台に留めるとともに、10年後（長期目標（2013年））には、世界最高水準である11ヶ月を達成する。（後略）

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai8/8siryou3.pdf>)

6. 行政改革の波

平成16年度、任期付審査官の採用が始まり、「知的財産推進計画2004」で具体的な審査迅速化の中長期目標が定められ、またその実行に向けて特許審査迅速化法案を取り纏め、特許庁一丸となってこの中長期目標の達成に向けて取り組んでいる最中、政府全体が行政改革の渦中となり、特許庁もその例外ではありませんでした。

規制改革・民間開放推進会議では、特許審査の民営化の可能性について検討が行われました。その検討の中で、特許審査は「審査基準」があれば誰でも出来るかのよう

な誤解を払拭したり、排他的独占権である特許権の設定は公平中立である国家公務員たる審査官が行わねばならない等の反論や「知的財産推進計画2004」の中長期目標の達成に向けた取組について説明した結果、第一次答申は、次のような内容で決着しました。

規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申

・個別官業の民間開放の推進

(ウ)工業所有権登録【平成17年度以降措置】

(前略)したがって、知的財産戦略本部が定めた中長期目標の達成状況、(中略)等を見極めつつ、従来技術調査に係る外件件数の増加、株式会社の参入等、工業所有権の登録事務の民間開放に関し検討すべきである。

(http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/1224/item041224_02.pdf)

また、特別会計見直しの議論においても、特許特別会計も例に漏れず検討対象となりましたが、これまでの特許庁の真摯な取組や今後の見通しを説明し、さらに手数料等を支払っている出願人からの反対もあり、当面特別会計として維持することができることとなりました。

ただ、最終的に平成18年5月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(通称：行革推進法)の中に、特許審査に係る条文があることに留意する必要があります。

行革推進法

第32条

特許特別会計において経理される特許出願の審査(以下この条において単に「審査」という。)に係る事務及び事業については、一層迅速かつ的確な審査を実現することの必要性にかんがみ、審査の件数、審査に要する経費及び先行技術の調査の民間への委託の件数について中期的かつ定量的な目標を定め、業務の効率の向上及び委託の拡大を図るものとする。

第48条 第2項

(前略)特許権その他の工業所有権に関する事務、(中略)一層の効率化が求められる事務は、その実施を民間にゆだねることの適否を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(http://www.gyokaku.go.jp/siryousouron/pdf/0310_houritsu.pdf)

7. 審査官に求められていること

以上、昨今の特許審査の迅速化に向けた特許庁内外の動きについてご紹介しましたが、これは審査の的確性を蔑ろにしてでも迅速化を目指さなければいけない、という意味ではありません。審査において的確性を維持・追求することは、言わずもがなの当然のことなので、敢えて触れていないだけです。ご紹介した阿部研究会や知的財産戦略会議、知的財産戦略本部あるいは審議会においても、出願人の方々から審査の質の確保が強く求められています。

現在の日本の特許審査の状況を見た場合、迅速性(正確に言えば、1件の出願の審査に要する時間)と的確性を、これほど高次元で実現している特許庁は世界中を見てもありません。この点は、皆さんが、三極審査官協議を通じて正に実感し、自負しているところではないでしょうか。ただ、質の低下やばらつきのある審査が結果的に安易な審査請求を招来することを考えれば、今後とも審査の質の維持、向上に努めることが、結局迅速化にも繋がることに留意しながら審査に取り組んでいただきたいと思います。

昨今、知的財産の重要性について認識が高まってきている中で、特許審査は特許庁始まって以来の厳しい状況にあります。しかし、政府を挙げて特許審査迅速化に向けて取り組んでいるというこの状況は、最初で最後ではないでしょうか。

大変ではありますが、後生に滞貨を残さぬよう、この好機を生かしていこうではありませんか。

Profile

南 孝一(みなみ こういち)

昭和52年4月 特許庁入庁
平成6年7月 審査第二部調整課審査企画官
平成8年5月 総務部電子計算機業務課機械化企画室長
平成11年4月 (財)日本特許情報機構
平成13年1月 総務部特許情報課特許情報利用推進室長
平成14年2月 総務部技術調査課長
平成16年7月 特許審査第一部調整課長
平成18年7月 特許審査第二部長